

令和2年1月31日

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	津久井やまゆり園の再生について.....	1
---	----------------------	---

1 津久井やまゆり園の再生について

(1) 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会

ア 第三回検証委員会の開催状況

日 時 令和2年1月30日(木) 10:00~11:30

場 所 県庁新庁舎5階応接室

出席者 委員：大塚委員、佐藤委員、野沢委員

県 長：首藤副知事、障害サービス課長

事務局：理事(共生担当)、福祉子どもみらい局参事監
(共生担当)、福祉子どもみらい局管理担当課長

- 主な議論
- ・ 津久井やまゆり園から提出された資料を確認したところ、身体拘束の3要件や、津久井やまゆり園のガイドラインに沿っていない支援が認められた。
 - ・ 県のモニタリングでは、支援の質や内容などが確認できていないので、実施方法の見直しが必要である。

イ 今後のスケジュール

次回は、令和2年2月5日(水) 12:00~14:00 開催予定

(2) 津久井やまゆり園の再生に向けた考え方について

- ・ 津久井やまゆり園の再生にあたっては、ご利用者、ご家族はもとより、広く県民からの信頼を受け、令和3年度中に再スタートする必要がある。
- ・ 現在の指定管理者に対して寄せられた様々な懸念を払拭するとともに、その後、検証委員会でも指摘されている身体拘束の事案などを重く受け止め、新たに整備する2つの施設の指定管理者については改めて公募とし、外部評価委員会における公正な選定手続きのもと、令和3年度中の供用開始に向け、利用者目線の支援の実現を目指していく。

ア 津久井やまゆり園再生基本構想

- ・ 千木良地域及び芹が谷地域の施設は県立施設とし、運営については、引き続き指定管理とする。
- ・ なお、指定管理については、利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、現在の指定管理期間である令和6年度までの間は、芹が谷地域の施設についても、現指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整する。

イ 方針の見直し

千木良地域及び芹が谷地域のいずれの施設についても、指定管理者を公募で選定する方針に変更する。

(ア) 津久井やまゆり園

- ・ 新しい津久井やまゆり園については、指定期間の終了日を変更した上で、公募で新しい指定管理者を選定する。
- ・ そのため、社会福祉法人かながわ共同会と、協議の開始に向けた話し合いを進める。

(イ) 芹が谷やまゆり園（仮称）

芹が谷やまゆり園（仮称）については、新設施設として、公募で指定管理者を選定する。

ウ スケジュール

令和2年2月	指定管理施設の募集条件（案）（公募・非公募を含む）の報告及び「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案の提出、指定期間短縮議案の提出
3月～	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
6月	指定管理者の選定基準の報告
7月～	指定管理者を募集及び外部評価委員等による候補者選定
12月	指定管理者の指定議案を提出
令和3年度	指定管理者による管理運営の開始

エ かながわ共同会との協議

- ・ 令和6年度まで継続している、元の津久井やまゆり園の指定期間を短縮するため、「津久井やまゆり園の指定管理に関する基本協定書」第73条に基づき、令和2年1月24日付で、かながわ共同会に対し、協定期間の終了日を変更することについて、協議を申し入れた。
- ・ かながわ共同会から、令和2年1月28日付で、協議の申入れを受けるとはできない等の回答があった。（別紙）

令和2年1月28日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様社会福祉法人かながわ共同会
理事長 草光 純

津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書の変更について（回答）

令和2年1月24日付け障サ第2002号で協議のありました標記のことについて、次のとおり回答します。

昨年12月27日付けで法人から提出した「令和元年12月5日の知事のご発言について」の質問書に対し、本年1月21日に県からご回答をいただきました。

その回答は、概して、愛名やまゆり園元園長の不祥事、津久井やまゆり園の身体拘束及び虐待疑い、愛名やまゆり園の虐待認定の3点をもって、質問の回答としております。

このうち、津久井やまゆり園の身体拘束及び虐待疑いについては本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」後の会見において、愛名やまゆり園の虐待認定については本年1月21日の知事定例記者会見において明らかになったものです。いずれも質問書を提出した昨年12月27日の後に明らかになったものであり、それを理由とすることは了解できません。

また、愛名やまゆり園元園長の不祥事をもって津久井やまゆり園の指定期間の短縮を求めることの制度的・法的根拠については、ご回答がありませんでした。このほかの質問についてもご回答いただけなかったものがいくつかございました。

さらに、県が協議の根拠とする「津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書」第73条の規定に定める「管理業務の前提条件や内容が変更したとき」については、別に定めもなく漠然としており、愛名やまゆり園元園長の不祥事等が前提条件や内容の変更に該当するということは認められません。

従いまして、現段階では、標記の文書に記載されている「協定書第73条の規定に基づき、協議を申し入れる」ことについては、お受けできません。また、「協定期間の終了日を変更すること」についても応諾することはできないと考えております。

事務担当は、
法人事務局長 樋川
電話 (046) 265-0031

